

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富山市長

市町村名 (市町村コード)	富山市 (162019)	
地域名 (地域内農業集落名)	藤ノ木地区 (大島第一、大島第二、大島第三、開、藤木第一、藤木第二、藤木第三、朝日、 中間島・大江干、日俣)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域における担い手の確保状況は、認定農業者が3経営体、認定新規就農者1経営体と担い手はいるが、十分ではない。

その他の農業者の状況として、当面は現状のまま営農を継続するが、集落営農組織や新規就農者等による後継者が確保されない場合、廃業することが考えられる。

藤ノ木地区は、市街化区域を有しており、市街化区域に隣接する農地では、近隣住宅地への配慮が求められるほか、農地は団体営により昭和40年代に農地整備事業が実施されているが、整備から年数が経過しており、農業用排水などの施設の老朽化が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

土地利用型農業については、認定農業者や農事組合法人が水稻(加工用米や備蓄米含む)や大麦を中心とした作付けを行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けることで、農用地の有効活用並びに耕作放棄地の解消を目指す。また、規模拡大により生産性を向上されるとともに、トラクターやコンバイン等を更新し、生産コストの削減を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	136 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	136 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化区域を除く農用地、農業振興地域の農用地を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 新規参入を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後、地域の協議の場で検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
富山県や富山市、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入、就農を支援し、確保・育成を図る。また、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援など、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、地域の協議の場で検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--